

平成23年

第4回市議会定例会 議案第14号

函館市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
函館市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
函館市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年函館市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「，死亡者」を「，その者」に改め，「維持していた遺族」の後ろに「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え，同項に次の1号を加える。

(3) 死亡者の死亡当時において，その者の配偶者，子，父母，孫または祖父母のいずれもが存しない場合は，兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し，または生計を同じくしていた者に限る。）とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の第4条第1項の規定は，平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金に係る遺族間における兄弟姉妹の支給順位を定めるため